

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策 生きがいデイサービス利用ガイドライン

このガイドラインは、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」を踏まえ、生きがいデイサービス利用における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。生きがいデイサービスの利用にあたっては、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防対策を実施してください。

1 利用者を実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) マスクの着用

マスクについては、着用をお願いする場合とそうでない場合がありますので、常時ご持参いただき、別添資料に基づいた適切な対応をお願いします。

(3) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

(4) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどは、人と人が接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

(5) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(6) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

人と人が接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

また、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

(7) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

ウ 飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ってください。

(8) 利用について

ア 安全のため、スタッフの指示に従ってください。

イ 利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに高齢介護課に報告してください。

(9) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いします。

発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離（最低2メートル）を確保してください。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）

・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。

（対策例：人と人との間隔をできるだけ2m、最低1mあける等）

・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化

してください。

(対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど)

イ 運動を伴う活動(例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など)

①呼気が激しくなるような運動(例：卓球、ダンスなど)

・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにしてください。

②①以外の運動(例：ヨガ、踊り、健康体操など)

・人と人との間隔を十分に空け、感染防止対策を講じてください。

上記①、②については、対面とならないよう配慮してください。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じてください。

2 業務従事者において実施する事項

(1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示することを徹底

(2) 利用定員数の縮小

各室に定められた利用定員数での利用が可能です。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれる場合は、利用定員数の1/2までのご利用となります。

(3) 利用時間の短縮

時短要請は解除となりました。

(4) マスク着用の周知・確認

マスクを持参して来場するよう周知する。マスクをお持ちでない方がおられた場合は、施設管理者にてマスクを準備し、別添資料に基づいた適切な着用が行われるよう注意喚起を行う。

(5) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(6) 来場者の体調の確認

ア 自宅で検温をしていただき、37℃以上の発熱がある場合や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、利用又は入館をお断りする必要があることを周知する。

イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃以上の発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては入館又は入場をお断りする。

(7) 対人距離の確保

ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし、混雑時には、身体的距離(最低1メートル)を空け、互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。

イ 受付等に行列ができる場合には、できるだけ2メートル(最低1メートル)の間隔を空けた整列を促す。

ウ 教室の参加者について、十分な対人距離を確保できるよう、人数制限を行うこと。

(8) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来場者との間を遮蔽する。

(9) 換気

原則30分に1回5分程度の換気及び教室の開催前後に換気を行うこと。

(10) 館内の消毒

教室の開催前後に、アルコールで館内及び器具の消毒を行うこと。

(11) 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし混雑時には、身体的距離(最低1メートル)を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知する。

イ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的にアルコールで消毒する。

ウ 飲み切れなかったスポーツドリンク等を持ち帰るよう周知する。

(12) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。

ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。

(13) プログラム内容について

- ア 事業の実施内容については、呼気の激しくならない静的な運動内容とする。
- イ 体操を実施する時間は60分程度とし、教室の開始前に体調確認及び開催前後の換気消毒等を十分に行えるよう、体操の時間を縮小して実施する。
- ウ 必要な用具（タオル等）はできるだけ参加者が持参するようにし、用具について複数の者で共有しないようにする。

(14) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化（1（9）参照）が必要であることを周知するとともに、利用定員数の半分以下を上限とした人数での利用になることに留意する。

- ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）
- イ 吹奏楽器を使用すること（例：管楽器、オカリナの演奏など）
- ウ 運動を伴う活動（例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など）

(15) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

- ア 速やかに別室へ移し、隔離する。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
- ウ 発熱等受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）に連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

3 その他

(1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に感染経路の特定を可能にするための措置として、施設利用者の名簿（氏名・連絡先が分かるもの）を作成する。

また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

〔改定年月日〕

令和2年7月1日改定

令和2年12月1日改定

令和3年4月2日改定（4月5日適用）

令和3年5月10日改定（5月12日適用）

令和3年5月31日改定（6月1日適用）

令和3年6月18日改定（6月21日適用）

令和3年7月9日改定（7月12日適用）

令和3年7月30日改定（8月2日適用）

令和3年8月18日改定（8月20日適用）

令和3年9月30日改定（10月1日適用）

令和3年10月21日改定（10月22日適用）

令和4年4月1日改定（4月1日適用）

マスク着用について

マスクについては、着用をお願いする場合とそうでない場合がありますので、適切な対応をお願いします。
特に夏場においては、熱中症予防の観点から、可能な場面では、マスクを外していただいても構いません。

1. マスク着用の基本的な考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内(注1)	屋 外	屋 内(注1)	屋 外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)(注2)	着用する必要はない (公園での散歩、ランニング、サイクリング等)	着用を推奨する (休憩室等限定スペースでの会話等)	着用を推奨する (屋外イベントでの近距離の会話等)
会話をほとんど行わない	着用する必要はない (図書館での読書、芸術鑑賞等)	着用する必要はない (同上)	着用を推奨する (通勤電車、人混みの中等)	着用する必要はない (徒歩での通勤など屋外で人とすれ違うような場合)

(注1) 屋内とは、外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

(注2) 換気及び距離が保たれた会議等で発言しない場合は「着用する必要はない」

(注3) 「着用する必要はない」場面のうち、お年寄りと会う時や病院に行く時など**ハイリスク者と接する場合にはマスク着用を推奨**

2. 小学校就学前の児童のマスク着用

- 2歳未満(乳幼児)は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。ただし、施設内に感染者が生じている場合などは、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスクの着用を求めることが考えられる。

3. 学校等での児童生徒のマスク着用

- 身体的距離が確保できる場合や体育の授業、気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスク着用は奨めない。
- 部活動では、体育の授業における取扱いに準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応し、練習場所や更衣室等での会話や食事、集団での移動にあたっては、マスク着用及び換気などの感染対策を徹底する。